

## 平成24年度 第1回市民参加推進委員会会議録（概要）

### 1 日時

平成24年12月27日（木）午前10時25分～午前11時55分

### 2 場所

流山市役所 第1庁舎4階 委員会室

### 3 出席委員

今村 文希 委員、野路 丞一 委員、和田 登志子 委員  
上平 慶一 委員、国府田 誠 委員、梅谷 秀治 委員  
山中 有紀 委員、山梨 美代子 委員、井原 久光 委員  
吉永 明弘 委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

市民生活部長 井上 透 、コミュニティ課長 兼子 潤一  
コミュニティ課長補佐 高橋 とし子、コミュニティ係長 須郷 和彦  
主事 川崎 隆史、事務員 内田 美希

### 6 議題

- (1) 委員長、副委員長の互選について
- (2) 今後のスケジュール等について

開会 午前10時25分

高橋課長補佐

それでは、ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催させていただきます。

まず、「委員長、副委員長の互選について」を議題とする。

会議の議長は、流山市市民参加条例第27条第1項の規定により、委員長が努めることとなっているが、本日は、委員を委嘱して、初めての委員会なので、委員長が決まるまでの間、「井上市民生活部長」に仮議長をお願いしたい。委員の皆様いかがか。

～「異議なし」の声～

高橋課長補佐

井上市民生活部長に仮議長をお願いしたい。

井上市民生活部長

委員長選出については、流山市市民参加条例第26条第2項により、学識経験を有する委員の中から互選により定めることになっている。副委員長についても同条第3項により、委員の互選により定めるものとなっているのでご確認願いたい。それでは、委員長並びに副委員長の選出についてはいかがか。

野路委員

市民参加条例第26条2項をこのまま解釈すると、今日ご出席のみなさまの中で、伊原様が学識経験者という立場をとられているので、伊原様を推薦する。副委員長も同じく学識経験者である吉永様を推薦したい。

井上市民生活部長

野路委員から委員長は井原様、副委員長には吉永様という推薦があったが、いかがか。

上平委員

委員長は最適だが、副委員長は女性の方が一人入ったほうがよいと思う。どなたがよいか、初対面ですのでわからないので、女性の中でお話いただくのがよいと思うがどうか。

井上市民生活部長

委員長は、伊原委員が、副委員長については女性から選んだほうがよいという意見があった。まず委員長について、井原委員ということによろしいか。

～「異議なし」の声～

井上市民生活部長

委員長については、井原久光委員にお願いしたいと思う。副委員長については、吉永委員、もしくは女性という意見があったがいかがか。

野路委員

上平委員のお話について異論はないが、女性が活躍いただくのはいいことだと思うが、この委員会のベースに条例がありますし、法制面での照合が最終的に述べられるような論議をしていかないと、それぞれの立場から代表的な意見という意味では活発な意見交換ができるのは大事だと思うが、委員会では、まとめの段階というものに重要性が求められるので、どうしても学識的な見地でのまとめをしていただく必要があるのではないか。その点を考えると、あまり過重な負担をかけさせるよりも、むしろ委員長に何かあった場合に副委員長が代行するということでも、同様に近い立場の方がよいというのが私の意見である。

今村委員

女性というお話がでたが、子どもが小さいので流行病などで委員会を欠席する可能性が否定できないので、辞退させてい頂きたい。

山中委員

市民参加条例の基礎的な知識が不足していると思うので、一定以上の責

務は重いと感じるので、辞退させて頂きたい。

山梨委員

辞退させて頂きたい。

和田委員

野路さんの意見に賛同したい。

井上市民生活部長

副委員長については、吉永委員というご推薦がありましたがご賛同いただけますか。

委員長として井原委員、副委員長として吉永委員ということでお受けいただけますでしょうか。

～井原委員・吉永委員 了承～

井上市民生活部長

2人にそれぞれ了承いただいたので、委員長、副委員長をお願いしたい。仮委員長としての任務は終わりましたので、ここで変わって頂きそれぞれにご挨拶頂きたい。

～井原委員・吉永委員席の移動～

井原委員長

私が一番心配してるのは流山市民でないことである。週一回は、流山のキャンパスには来てはいるが、市民の声というのは、市民のみなさんがはっきり伝えることだと思っているので、いわゆる調整役ということで、どれだけ上手くできるかわからないが精一杯努めさせていただきたい。

吉永副委員長

流山市の前は、千葉市に10年位住んでいたが、その後半位から流山市のことは千葉市でも話題になっていた。実際、松ヶ丘に住むと自治会がき

ちんとした地域で、隣の家が元自治会長で、実際に流山市に住んでいる市民という立場を活かしながらやっていきたい。

井原委員長

今後のスケジュールについて話し合いたい。事務局からお願いしたい。

兼子課長

今後のスケジュールの前に、制定までの簡単な説明と条例概要について説明したい。施行までの経過は、自治基本条例16条に基づき制定され平成21年11月から平成22年2月まで市民参加検討委員会、公募、経験者等10人で25回検討した。その検討結果に基づき平成23年3月から平成23年8月まで市民参加条例策定委員会という庁内会議を9回、その後検討委員会との意見交換会を4回踏まえ、平成23年9月11日から10月10日まで、流山市市民参加素案（案）のパブリックコメントを実施し、その意見を反映し、平成23年12月議会に上程し、市民参加条例審査特別委員会が設置され、12月議会と平成24年3月議会において継続審査となり、6月議会で議員修正により可決、10月に施行された。

概要ですが、自治基本条例16条の規定に基づき、市民等の市政への参加の手続き、その他必要な事項を定め市民自治を推進することを目的としている。基本原則は、政策形成のできるだけ早い時期から市民参加を行うというもので、計画とかいろいろな時期から市民の意見をきいていこうということが条例の主旨である。

お手元に資料があると思うが、市民参加条例第6条になるが、審議会の開催、パブコメ手続き、意見交換会、公聴会、政策提案制度、その他など6つの手法があるということ。第6条で特徴的なものは複数の方法で行うことである。市民の意見を十分にきいてくださいということ。

前後するが、条例5条の市民参加の対象がうたわれているが、1項から色々あるが、市民参加対象事項以外にも第6条で市民参加するようにうたっている。次に第7条については、審議会について、委員総数の1/3以上が市民の公募、その後第15から19条は、公聴会をうたっている。市の政策案に対し、賛成と反対の意見が存在する場合において市が開催する会議と位置づけている。第20条は政策提案制度、10人以上の連署で市民

等自ら政策提案できるという条文になっている。ここで年齢制限を設けていないが、自治基本条例で次世代を担う子どもが自己に関係のあるまちづくりへの参加の機会を設けるということで、自治能力を形成していく上で重要だという視点などから、年齢制限を設けなかった。次に、第21条、議会基本条例に基づき、議会への市民参加の促進しなければならないことを義務付けている。その間に、条例の第23条でこの市民参加推進委員会について規定があり、第24条で本委員会の所掌事務が規定されている。

今後のスケジュールだが、今回は、3月下旬を予定している。この時には、今やっているパブコメなどの手法を皆様に事前にお知らせし、これらへの評価などの審議をいただきたい。

また、市民参加条例に基づき、平成27年開校を目指し実施計画に入っている新市街地地区小中学校併設校建設事業計画について、1月26日に公聴会を行う予定がある。この手法についても、後ほどご審議いただくことになる。私からは以上である。

井原委員長

これで委員長かと笑われるかもしれないが、この委員会の役割を明確にしておかないといけない。市民参加条例第23条にあるように、流山市市民参加推進委員会は、この条例に基づく市民参加を推進する委員会として設置されたということによろしいか。

井上市民生活部長

はい。

井原委員長

この委員会の役目というのは、市民参加を推進すると同時に、条例の運用に対する評価や改善、つまりやっているものを見ながらチェックするというのでよろしいか。

須郷係長

推進委員会の所掌事務は、第24条のとおりである。この委員会としては、10月1日から条例が施行され、3月までの半年の間に、市民参加条

例に基づき、パブリックコメントや意見交換会、公聴会など様々な市民参加の方法が行われていくが、それらについて実施時期が適切だったかとか内容はどうかであったとか、皆様に議論していただき答申をいただくことになる。

#### 国府田委員

市民参加条例第11条から、パブコメ等の市民参加の手続がずっと書いてある。これは第22条までいろいろあり、いきなり第23条に推進委員会が出てくる。今まで思っていたのは、パブコメによって出された政策提案についての中身についても、我々が意見を述べたりできると思っていたが、第22条までは、市民参加の手続で、第23条から委員会の役割がある。すると委員会の役割というのは、手続が適切に行われているかどうかをみると書いてあるから、我々は政策案に対する中身には感知しないということか。要するにいろいろな政策の提案が、はたして政策提案の中身についての検討を加えたり、意見を述べたり、感想を申したりするということではないのか。それは全くないのか。

#### 井上市民生活部長

条例施行後、10月から複数の市民参加の方法を使って、例えば審議会というのは流山市にはたくさんあるが、例えば国保だったり審議会がたくさんあり、それが市民参加の1つの方法。また、今盛んにやっているパブコメも方法。複数にやらねばいけないので、例えば福祉関係の法律の権限委譲に伴い、市の条例をつくることになっているが、こうしたこともパブコメになる。今、委員さんが不安になられたかもしれないが、こうしたことの内容を議論するのではなくて、市民参加条例の広報にあるような市民参加の方法が機能的に、友好的に動いているかどうかということはこの審議会でも見ていただきたい。テーマについて複数の手法を使うので、広報にも数多くの情報が入っているが、その一つ一つの中身ではなくて、そういうことを市民の目線で市民参加が条例に基づいて進んでいるか、わかりやすくなっているかどうかというような目線で見ていただきたい。一番根幹の願いはそういうことである。

## 国府田委員

要するに運用が適切であるかどうかということか。

## 井上部長

市民参加条例ができ、市民参加が効果的に行われているかということを見ていただきたい。

## 野路委員

部長の話の中で、私も確認だが、先ほどの解説の中に、小中併設校の話が出たが、それについての運用面での状況を踏まえてそれを評価するということだったが、前段のそもそもの問題で、第6条の市民参加の対象ということで、行政がきちんと洩れなく手続きを踏んでいるかということからの整合性の問題を委員会がみていかねばならない、チェックしていくことになると思う。タウンミーティングや意見交換会で、市民参加条例施行前に比べてきちんとなされているか、この政策そのものについて市民参加が行われているかを評価していくことになる、条例に基づいているか確認していくことと思うが齟齬はないか。

## 井上市民生活部長

手元の資料に市民参加の方法というのがあるが、第5条にも市民参加の対象があるが、5条のとおり市民参加の対象となるのは、(1)から(5)という5項目が市民参加の対象となっており、ただし2項でもって、前項の規程に関わらず対象外事項として、軽易なもの、緊急、法令の規程により実施の基準が定められておりというような対象にしないものが書かれている。ただし第3項として、市は対象外にした場合は公表し、説明すべきということが書いてある。第5条で市民参加の対象範囲を決めている。次に第6条でもって、市民参加の方法というのが、審議会、パブコメ、意見交換会、公聴会、政策提案ができるということ、政策提案を募集すること、という方法を定めているので、これらの対象物に対し、この方法で市民参加が効果的に進んでいるかどうかをみていただきたい。

例えば、この中で、政策形成の過程にというところがあるが、第3条の基本原則で市民参加はすべての市民に機会を保障し、政策形成のできるだ

け早い時期から行わねばならないと基本原則で定めており、従来は市の案がほとんどできあがっている時点での審議会やパブコメが多かったが、今後この条例に基づき、政策形成の過程で市民の方のご意見を伺うということが求められているので、これをこの委員会で審査していただきたいということである。

上平委員

これを今日初めて拝見していて、我々が何をやるのかと共通に思っていると思うが、我々の役割はどの段階のものになるのかをはっきりしていただきたい。

井原委員長

我々が運用を評価する対象であるが、審議会、パブリックコメント、意見交換会、公聴会、政策提案制度ということで、意見交換会がタウンミーティングでよろしいか。

兼子課長

意見交換会の中にタウンミーティングが含まれるが、そうである。

山中委員

今、小中併設校で、パブコメ等で議論されているが、その段階で例えばこうすれば経費節減になりますよというような提案があった場合、その市民参加の対案が妥当かというようなことへの判断はしないということか。そうすると、手続きが円滑に進んでいるか、妥当かを審査する委員会ということか。

第5条の中で市民生活に大きな影響を与える制度の改廃や、軽微なもの、緊急なものというようなことへの市民参加条例の土俵に上がるか上がらないかという仕分けの審議は誰がするのか。

須郷係長

本来は、市民参加の対象事項であるが、条例において法令を引用しているものの改正など理由により市が「軽易なもの」として、市民参加の対象

としないことを決めた場合は、市の担当課が理由を説明するので、その理由が妥当だったか判断をいただく。これについて今後、推進委員会としてこれは軽易ではないということであれば、市は今後に生かしていくということになる。

井原委員長

整理すると、中身に関与するのではなく、やり方、つまり市民がきちんと参加できているのかということ判断する。ただし、中身について多少わからないといけない。それについて是非を論じるわけではないが、勉強する必要がある。例えば、小中併設校の件では、予算規模などをみたり、方法として公聴会がよいのか、別のやり方か、ということ判断する材料が必要なので、中身もわかる必要があると判断してよいか。

井上市民生活部長

そうである。

吉永副委員長

市民参加推進委員会なので、この条例の普及啓発も入っていると思う。その点で、今日初めてわかったことは、10名以上の連署をもって、というのが子どもでもよいということだが、この解説を読まないとわからないことで、この広報ながれやまを読む限りではわからない。大人はよいが、子どもが10名以上の連署で実は政策提案ができるというのは、この広報ではわからない。子どもがどうこうというのは、自治基本条例第12条に関わることで、この条例に書いてある、市は子どもが自己に関係する事柄について意見を表明できる機会を積極的設けなければならないとあるので、子どもの意見をきいてちゃんと処理するのではなくて、機会を積極的に設けるのであれば、このことについて学校の先生に伝えるとか、周知活動や周知活動の提案をすることを話してもよいのか。

兼子課長

そうである。周知のために意見することはよい。

和田委員

6年ほど前、市は小中学生を集め、意見をきくような会を学校で設けていた。今も続けていると思うが、一応意見の吸い上げをきちんとやっていたけれど、こうしたことをやっているということが市民に浸透していないということで、普及活動の方法について話すべきでないか。

井原委員長

その話になれば、皆さんが方法について、広報がいいとか、中学校教育がいいとか言っていたいただいたものを作ればよい。これは文書化して出すのか。

兼子課長

建議という形になる。

井原委員長

諮問があれば答申する。もう一つは自分たちの生活実感とかプロセスをみた上で自分たちからこうしたほうがよいとあれば、建議として別途文書化してだすということによろしいか。

上平委員

それで疑問だが、我々はこういったものが今対象になっているかを知りたい。与えられるのか、それともウォッチする必要があるのか。

井原委員長

最低限の情報はいただけると聞いている。このことについて今、実際どうなっているのか。

須郷係長

今はパブリックコメントが、1件募集期間に入っている。今後、市民参加の手続が実施される場合など、委員会で議論する情報は、メール等で内容を送る。

## 野路委員

情報提供手段だが、進行中のものだけで情報をもらってもわからない。ある程度月ごとに出すとか、工夫してもらわないと。それから失礼な言い方だけど、提供漏れをチェックするのは議会しかないが、それは議会で、出てくる話で、出すべきものはちゃんと教えて欲しい。それと、軽易なもの、それだけで教えてもらわないと捉えづらくなる。

## 須郷係長

この点に関しては、各課に対して今後こうしたものを予定し、その結果はどうなったかといった市民参加の実施予定・実施シートの提出を依頼している。これを各委員にお送りする。

## 井原委員長

みなさんにメールや何だかの形で、担当部署が考えるものについて出すということ。もう一つは野路委員の言うとおりに、軽易なものについての情報についても合わせてもらえるということによろしいか。

## 和田委員

確認だが軽易なものについては、理由を担当課が出してくるということだが、委員会に意見を求めるということになる。そうすると担当課が軽易なものとした理由も一緒にメールされてくるということか。我々はそのメールをみて判断して委員長に連絡するのか。

## 須郷係長

市としては、軽易なものとして、理由を付して公表することになる。市民参加の対象としないと判断したが、委員会で、疑問があるという判断がなされた場合は、次の機会に活かされることになる。

平成24年度については一括で議論いただくことになる。委員会で議論し、判断して頂く。個別のものは、実施後に評価、議論し、委員会として答申というかたちで意見を頂く。その都度メールでやりとりするわけではない。

平成24年度は、施行日の10月1日から3月末まで、つまり年度ごと

に市民参加の対象としたものをまとめて議論し、年1回、議会に報告するような形になる。その時にこの委員会の意見を入れて12月議会で報告するスケジュールで考えている。来年度は委員会を5回予定しているので、委員長、副委員長と話し、今後のスケジュールを次回の委員会でお示ししたい。

上平委員

確認になるが、今動いているものの中身を、これは良い悪いというのをいうことはできるが、こうした方がいいと言っても、動いているものに影響を与えることはないということ。つまり次回、同様なものが出たときに活かしていただくという風に捉えたがよいか。

兼子課長

3月に案件を示す。次回に活かす形のための審議をいただく。

上平委員

最終的に活かすかどうかは行政が決めるということか。

兼子課長

そういうことである。

梅谷委員

会議の時は、コンテンツとプロセスを整理するとわかりやすくなる。我々は政策のコンテンツ、つまり中身ではないが、進め方のこと、プロセスを評価するというふうに理解している。

もう一つは問題定義だが、市民参加という受け止め方について食い違いがあると今後の議論に影響があると考え。自治基本条例の第3条の規定の中に「参加」というのは、市または議会による立案実施、それに対して市民等が意見し行動することとあるが、あくまでも市または議会の立案となる。それに対して市民参加条例では、市民が意見を表明することが参加とある。市民参加条例の第6条の政策提案ということ。あくまでも現状の市民参加はここまでだと思うが、私はもっと広く、市民がいろんな場に積

極的に参加すべきという風に思っているから、今後、この推進委員会で広く話すものか、話さないことなのか、それを聴きたい。また、我々の役割は、今、市が考えているまでの役割と考えているのか、それとも今後もっと広げるべきと考えているのかみなさんと議論したい。

井原委員長

つまりこの範疇に留めるべきか、それとももっと基本的なこと、市民参加の話題について議論するということか。

推進委員会の設置という第23条に条例の運用に関する評価ということがあるが、条例そのものを議論するということではないか。とすると、条例にしたがって、つまり条例の運用について、条例に基づく運用が条例のとおりになっているかということか。

野路委員

幅広く考えていいのではないか。条例の運用ということだから、行政がやっている市民参加の状況について、その結果も踏まえ、委員会として条例がきちんと運用されていないのではないかとか、運用しているとか、あまり細かくみるのは、我々の力では届かないと思う。

例えば小中併設校の件でいうと、2、3人の意見だが、項目は100もあったとして、その結果を市がたくさんの意見がありましたといった場合、我々はそんなことはないと思えるということではないか。

梅谷さんのいうように参加のあり方にまで委員会が立ち入ると、個々の目線が違った場合、論議の数が相当出てくるし、時間が必要になる。それと今抱えている行政の政策、政策提案などをみていく時間を考えると、事務局のいう年間5回として1回2時間とすると、相当きつい。気持ちはわかるので、別で論じる場をつくるのは難しいと思う。もちろんご意見をいただく中でこうした考えがあるとか、意見を言う分には構わないと思う。梅谷委員が言われたことをプラスアルファで論議することについては、私は二の足を踏む。

山中委員

条例の運用に関する評価及び改善の提案ができるということは、市民参

加の深いそもそもの提案も出来ると理解してよろしいか。

また市民参加の議案に上がったものについては、パブコメ等で揉まれた後に議会にあげられるものなのか。

兼子課長

そのとおりである。

井上部長

パブコメを例にすると、約1か月間やるが、私たちは議会議員に対し、パブコメをやりますということを簡単に入口で説明する。その後、あがった意見についても同様に議会で説明をしている。それらの市民参加の方法を経た上で、その後、議会の議決が必要なものは議会にあがっていく。パブコメ前と、結果について、市民参加で得た意見を踏まえての議論を議会がするということである。

和田委員

大所高所ではなくて、年間全体をみながら、市民参加の状況をみていけばいいということか。個々の細かいことについてやるのではなくて、全体をみるということによいか。

井上市民生活部長

はい。

上平委員

大所高所はいいが、個々のケースの内容を知らない判断できない。ある程度、具体的に案件がどのようなになっているかということを知られないと判断できないと思う。

井上市民生活部長

パブコメや審議会があるというようなことは、メール等でお知らせするようにする。要は、すべての市民向けに広報なり、公民館なりに、パブコメの資料が置いてある。インターネット等で内容を見ることができるので、

それと同じ情報を委員さんにお送りする。つまり市民と同じ目線で見ただけで、足りないとか、遅いとか、市民目線でそうしたことも議論いただきたいと考えている。内容についても事前にお知らせすることになる。

上平委員

それはわかる。年間5回ということは、5回の間起きたことは、会合もないわけだから、それに対する意見があった場合、意見を委員長に出さざるを得ないし、全体でみなさんがどう思っているのかわからない。個々の委員がどう思っているのか知りたいと思う。そうしたものをペーパーなりで知らせてくれるのか。自分の意見はあるが、他の委員のみなさんの意見がどうか知りたい。

須郷係長

平成24年度の市民参加の手續の実施状況について、資料を会議の場で渡し、その場で議論するのでは時間が足りない。したがって、委員の皆様には、事前に資料をお送りし、それを踏まえて、委員会での議論していただきたい。

梅谷委員

年間でパブコメ等がどのくらい行われていて、委員としては現場で行われている状況をみながら議論したい。だけど、それがあまりにも多いと、この委員数では、足りないということになるが。現状どのくらいあるのか。

須郷係長

10月1日の条例施行後、地方分権一括法の改正に伴うものなどを含めパブリックコメント手續を実施したものが12件あった。条例施行前は、国の法律改正に伴うものであれば市民参加の対象ではなかったものも含まれている。現在は、1件が実施期間中である。今後の推移については、確認でき次第お知らせしたい。

井原委員長

年間どのくらいの実施になるか読めないのか。12件というのは常時な

のか。

須郷係長

これまではなかった。

野路委員

上平委員から政策そのものの内容に対する意見という話があった。実際に手法を踏んだ上で、政策に対する意見を、委員会と言う時期が明確でないという話があったが、私は政策そのものに対しては一市民として意見を述べるべきと思う。だから、委員会の中では、手続き等が正しかったのかということをお話すべきであって、時期というのはいらないという風にとらえていいのか事務局にききたい。

また上平委員のいう件数については、従来よりもあるということなので、今事務局に答えをださせるのは気の毒かと。ネットで調べれば出てくるものであるから。直近では、防災危機管理課が防災関係について市民に意見を求めるというようなことを鈴木課長が一生懸命やっているように感じる。これから市民参加を促すようなものが増えてくるという風に考えている。私の意見のとり方について齟齬があれば事務局に教えていただきたい。

井上市民生活部長

事務局については、そのとおりであると考えている。

上平委員

私がいったのは、政策の中身を検討するのではなくて、委員会までの期間があくので、いろいろ出てきたものを、事前に教えていただかないと、そのときに言われてもわからないということ。

それと市の方をお願いしたいのは、タウンミーティングなど市民参加の方法について、きちんと内容を皆さんが理解されていないと思う。審議会はこういうのがあり、こういう風にやっているとか、パブコメはこうだとかそうした理解が皆さんにないように感じる。これについて詳しく教えてほしい。

井原委員長

では、これは次回の委員会の前に示していただきたい。例えばパブコメだと、いつくらいにこのようなことがあって、というような。基本的なことを整理したものを出して欲しい。

次回の委員会の開催日は、3月26日（日）午前中でよろしいか。

野路委員

議事録はどうするのか。

井原委員長

作ってもらいたい。次回のときのチェックというか、会議資料として。では、ありがとうございました。

閉会 午前11時55分